

福岡市の屋外広告物の制度について

福岡市では、屋外広告物の大きさや高さなどの規格、表示してはいけない禁止地域などについてルールを定め、良好な景観の形成や安全・安心なまちづくりを進めています。広告物を設置し、又は継続して掲出する際には、これらのルールを守って許可申請や安全管理を行っていただく必要がありますので、以下のことについてご確認ください。

① 許可申請が必要です！

- 屋外に広告物を表示・設置する際は、原則として「許可申請書」の提出が必要です。
- 広告物の設置は「許可書」を受け取ってから着手してください。
- 設置が完了したら「工事完了届」に写真を添付して提出してください。
- 許可には期限があり、板状や塔状の広告物は最長1年間です。許可期間は更新することができますので、継続して掲出する場合は、期間満了前（※）に「更新申請書」を提出してください。 ※許可期間満了前に都市景観室からご案内します。
- 許可期間が満了した広告物は撤去し、「除却届」を提出してください。

② 許可申請には手数料が必要です！

許可及び更新の申請時には、広告物の表示面積や照明の有無等に応じて、許可申請手数料を納めていただく必要があります。

③ 設置後は適切に管理してください！

- 広告物を設置し、又は管理する方は、補修その他の必要な管理を行い、広告物を適切な状態に保持しなければなりません。
- 設置して年数が経っている場合は特に注意してください。平成27年2月、札幌市で屋外広告物が落下する事故が発生しています。

こんな広告物は要注意！〔専門業者の方に相談してみてもいいかもしれません〕

- その1 設置して数年経つが点検したことがない
- その2 取り付け部分が錆びている
- その3 弱い風でもぐらついている など

④ 設置後5年経過した広告物は安全点検を実施してください！

設置して5年以上経過した広告物は、更新手続きの前に安全点検を実施し、更新申請の際に「安全点検確認書」を提出してください。

⑤ 広告物の周辺には安全なスペースを確保してください！

広告物に頭や体がぶつからないよう、地上からの高さや突き出す長さには十分気をつけて、安全なスペースや空間を確保してください。

●詳しくは、福岡市ホームページをご覧ください。[福岡市屋外広告物](#) [検索](#) 

【お問い合わせ先】 福岡市住宅都市局都市景観室 電話 092-711-4395